

令和七年度
災害用備蓄食料購入
仕 様 書

酒田市総務部危機管理課

備蓄食料内容

【パン及びアルファ化米】

1. 品名、規格、数量

品名	規格	数量	単位
長期保存パン	・内容量が1食70g以上のもの ・1食あたりの熱量250kcal以上のもの ・缶または袋に1食ずつ梱包されているもの ・1箱に50食入りのもの（詰め替えも可） ・プレーン味のもの ※参考品として尾西食品株式会社「尾西のひだまりパン（プレーン）」他メーカーでも同等品があれば構わない。 ※同等品の場合は、入札公告に示す期日までに事前確認が必要	28	箱
アルファ化米	・100g1食タイプのもの ・1食あたりの熱量350kcal以上のもの ・1箱に50食入りのもの（詰め替えも可） ・アレルギー対応製品 ・スプーン付きのもの。（スプーンが無い場合は1食につき1つのスプーンをつける） ※参考品として尾西食品株式会社「アルファ米 個食タイプ（わかめごはん）」他メーカーでも同等品があれば構わない。 ※同等品の場合は、入札公告に示す期日までに事前確認が必要	64	箱

2. 保存期間

製品は、通常の室内保存で製造日から5年間以上の賞味期限を保証すること。

また、納品時において、製造日から3か月を超えないものを納品すること。

3. 表示

段ボールの側面全面に、品名と賞味期限を表示すること。賞味期限は西暦表示とする。

【保存水】

1. 品名、規格、数量

品名	規格	数量	単位
非常用保存飲料水 (500ml・2L)	ミネラルウォーター、ペットボトル 500ml× 24 本を 1 箱とする。 ※参考品として株式会社フレッシュの「鳥海 山水 500ml・24 本入り・1 ケース」、旭産業 株式会社「EMERGENCY 非常用保存水 500ml・ 24 本入り・1 ケース」他メーカーでも同等品 があれば構わない。 ※同等品の場合は、入札公告に示す期日まで に事前確認が必要	1 1 1	箱
	ミネラルウォーター、ペットボトル 2L×6 本 を 1 箱とする。 ※参考品として株式会社霧島湧水「山梨県甲 州の 5 年保存水 2L・6 本入り・1 ケース」、 旭産業株式会社「EMERGENCY 非常用保存水 2L・6 本入り・1 ケース」、西川町総合開発 株式会社「月山自然水」他メーカーでも同等 品があれば構わない。 ※同等品の場合は、入札公告に示す期日まで に事前確認が必要	1 3 7	箱

2. 保存期間

製品は、通常の室内保存で製造日から 5 年間以上の賞味期限を保証すること。

また、納品時において、製造日から 3 か月を超えないものを納品すること。

3. 表示

段ボールの側面全面に、品名と賞味期限を表示すること。賞味期限は西暦表示とする。

【ビスケット】

1. 品名、規格、数量

品 名	規 格	数量	単位
ビスケット または クラッカー	・1 箱に 10 缶入りのもの（詰め替えも可） ・1 缶のなかに 3 パック以上小分けされているもの ・1 缶あたりの熱量が 500kcal 以上のもの ※参考品として、「江崎グリコ(株) ビスコ保存缶」「YBC ルヴァンプライムスナック保存缶」他メーカーでも同等品があれば構わない。 ※同等品の場合は、入札公告に示す期日までに事前確認が必要	6 7	箱

2. 保存期間

製品は、通常の室内保存で製造日から 5 年間以上の賞味期限を保証すること。

また、納品時において、製造日から 3 か月を超えないものを納品すること。

3. 表示

段ボールの側面全面に、品名と賞味期限を表示すること。賞味期限は西暦表示とする。

【粉ミルク】

1. 品名、規格、数量

品 名	規 格	数量	単位
粉ミルク	国内メーカー産で、1 缶 800g 以上のもの。 参考品として、 ・明治ほほえみ（大缶）800g/缶 ・森永はぐくみ（大缶）800g/缶 ※同等品の場合は、入札公告に示す期日までに事前確認が必要	5 4	個 (缶)

2. 保存期間

製品は、通常の室内保存で製造日から 1 8 か月以上の賞味期限を保証すること。

また、納品時において、製造日から3か月を超えないものを納品すること。

3. 表示

段ボールの側面全面に、品名と賞味期限を表示すること。賞味期限は西暦表示とする。

【備蓄ゼリー】

1. 品名、規格、数量

品名	規格	数量	単位
備蓄ゼリー	1個あたり100g以上、200kcal以上の物。 1箱に50個入りのもの（詰め替えも可） 国内メーカー産。 参考品として、 ワンテابل ライフストック エナジータイプ 備蓄用ゼリー（グレープ味） ※同等品の場合は、入札公告に示す期日までに 事前確認が必要	30	箱

2. 保存期間

製品は、通常の室内保存で製造日から6年間以上の賞味期限を保証すること。

また、納品時において、製造日から1年を超えないものを納品すること。

3. 表示

段ボールの側面全面に、品名と賞味期限（西暦表示）を表示すること。

【共通事項】

1. 納品期限

納品期限は、令和7年9月5日（金）とする。

別紙納品先リストの各小・中学校の職員、または各コミュニティセンターの職員等（納品先リスト備考欄に記載）及び酒田市総務部危機管理課の担当者と調整して、納品日・納品場所等の納品計画を策定し、納品開始日の7日前までに、納品計画書を酒田市総務部危機管理課に提出すること。

2. 納品方法

納品は、別紙記載の各施設とし、詳細は別途協議する。

納品にあたっては、進入路が狭い場合もあるため、できるだけ２トン以下の車両を使用すること。また、搬入作業に従事する人員は、車両の運転手以外に１人以上の従事者を車両毎に配置し、円滑な搬入作業ができるようにすること。

３．回収方法

納品と同時に、発注者が指定する備蓄食料（アルファ化米、保存水、ビスケット、粉ミルク）を回収し、担当者が指定した場所に搬送すること。

回収対象と予定数量は下記のとおり。（予定数量は概数であり、多少増減する可能性がある。）回収場所は酒田市の旧港南小学校を予定している。

物品名	期限	備考	予定数量
アルファ化米	賞味期限が2026年8月以前のもの全て	炊き出しセット、五目ごはん、白がゆなど銘柄を問わない	約80箱
保存水	賞味期限が2026年8月以前のもの全て	500ml×24本の箱または2L×6本の箱	約200箱
ビスケット・クラッカー	賞味期限が2026年8月以前のもの全て	1箱10缶入り	約70箱
粉ミルク	全て		約15箱

４．提出書類

（１）納品計画書 １通

納品日７日前までに酒田市総務部危機管理課の担当者と協議の上、納品計画書を提出すること。

納品計画書には、別紙（納品先及び数量等）をもとに各納品場所への搬入日時、搬入業者名（担当者名）を明記すること。

（２）賞味期限一覧表 １通

物品名ごとの賞味期限が記載されているもの。

同一物品でも、賞味期限が異なる場合は、それぞれの納品先、納品数、賞味期限を明記すること。

５．検収日・検収条件

（１）検収予定日は、納品計画書に記載の日時とする。

（２）納品時に危機管理課担当者の現地立会の下、検収を受けること。

なお、納品時に不備が発見された場合や、納品後、賞味期限内に契約不適合が発見された場合等は、速やかに適正なものとの交換を行うこと。

6. その他

- (1) 搬入及び回収の経費は、受注者によるものとする。
- (2) 搬入及び回収にあたっては、酒田市総務部危機管理課の担当者と十分な打合せを行い、その指示に従って搬入すること。
- (3) 搬入及び回収にあたっては、建物等を損傷しないよう十分注意を払うこと。
- (4) 施設利用者等への安全対策を十分に行うこと。
- (5) 搬入及び回収にあたって、発生した事故又は損傷等はすべて、受注者が処理すること。
- (6) 疑問な点等が生じた場合は、必ず酒田市総務部危機管理課の担当者と綿密に打合せを行い、すみやかに対処すること。